

東播都市計画事業西明石土地区画整理事業(鳥羽新田地区)の換地処分について

鳥羽新田地区は平成5年より事業を開始し、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ってきました。権利者全員が換地の使用を開始できたことから、事業完了に向けた手続きの一環である換地処分を令和3年度に行う予定となりましたので報告します。

1 事業概要

(1) 施行地区の区域

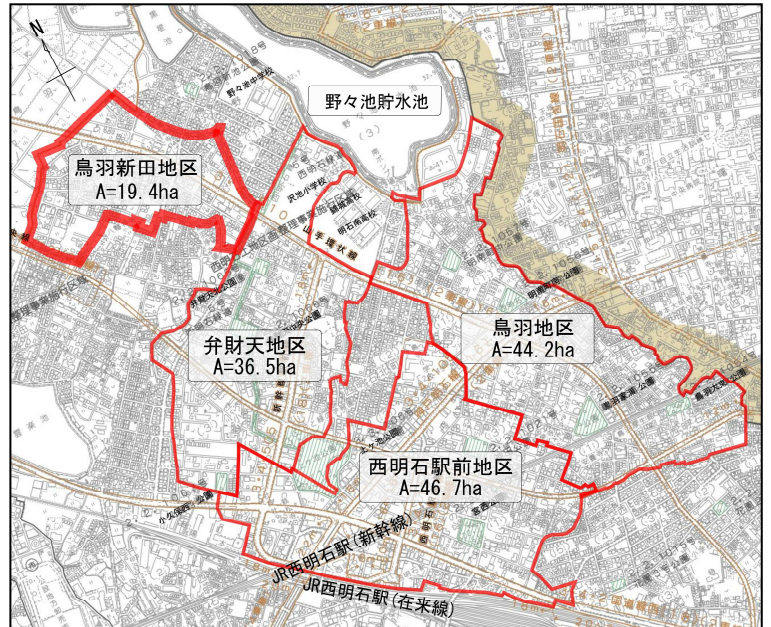
明石市鳥羽及び大久保町松陰の一部

(2) 施行地区の面積

A=19.4ha

(3) 主な公共施設

幹線道路延長(山手環状線)L= 598m
 区画道路延長 L= 6,004m
 公園面積(2公園) A= 6,366㎡



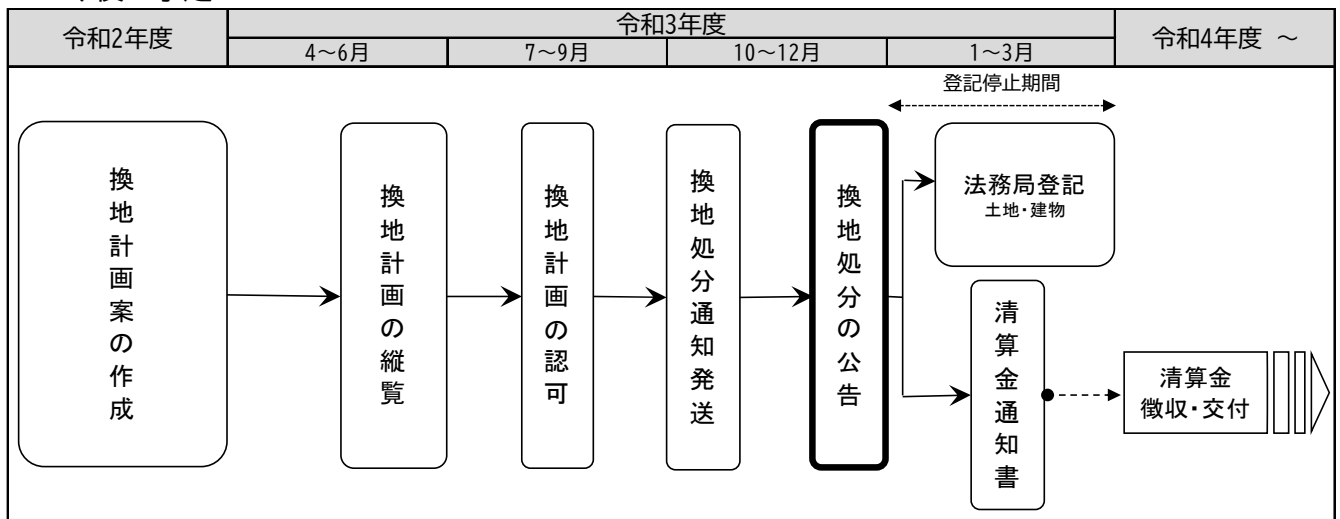
2 これまでの経緯

平成5年12月	事業計画の決定告示
平成7年7月	仮換地指定を開始
平成30年4月	公共施設整備完了
令和2年5月	全換地の使用開始
令和2年6月	新町名設定の議決
令和2年12月	事業計画(第8回変更)の決定告示

3 換地処分の概要

- ・換地処分公告の時期 2021年(令和3年)12月(予定)
- ・土地の総数 従前地 931筆 換地後 732筆
- ・土地所有者の総数 603名(共有名義を含む)

4 今後の予定



5 その他

東播都市計画事業西明石土地区画整理事業は、鳥羽新田地区のほか、西明石駅前地区、弁財天地区、鳥羽地区の4地区からなり、西明石駅北側周辺地区の健全な市街地整備を目的に、昭和38年より事業を実施してきましたが、今回の鳥羽新田地区が完了すれば事業が完了となります。